鎌ケ谷市介護保険要介護認定等に係る資料提供取扱要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、介護保険被保険者等に介護保険要介護認定等に係る資料を提供することに関し、適正な運営を確保するための統一的な手続を定め、もって介護保険被保険者の権利利益の保護、介護保険に関する相談、苦情等への迅速な対応及び適切な介護保険サービスの利用に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成９年法律第

１２３号）、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）及び鎌ケ谷市介護保険条例（平成１２年鎌ケ谷市条例第８号）で使用する用語の例によるものとする。

　（申請者）

第３条　この要綱に基づき資料の提供の申請をできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　介護保険被保険者（以下「本人」という。）

（２）　本人を介護している親族及びそれに準ずる者（以下「介護者」という。）

（３）　介護保険事業者（以下「事業者」という。）

　（提供できる資料）

第４条　この要綱に基づき提供できる資料は、次に掲げる資料（本人に対して送付した介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書又は却下通知書（以下「結果通知書等」という。）に係る要介護認定・要支援認定に関する資料に限る。）とする。

（１）　要介護認定調査票（特記事項を含む。以下「調査票」という。）

（２）　主治医意見書（以下「意見書」という。）

（３）　介護認定審査会資料

（資料の提供の申請）

第５条　資料の提供の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、要介護認定等の資料提供に係る申請書兼同意書兼誓約書（別記様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

２　前項に規定する申請書の提出にあたって、本人の身体上の理由等により本人の自署ができない場合にあっては、介護者による代筆による申請書の提出をもって、本人の自署に準ずるものとして取り扱うことができる。この場合において、代筆する者は、申請書に代筆者の住所、氏名及び本人との続柄を記入しなければならない。

３　本人以外の者が第１項の規定による申請をしようとするときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、本人の介護保険要介護・要支援認定申請書において、事業者に対し資料提供することの本人の同意があるときは、この限りではない。

　（申請者の本人確認等）

第６条　市長は、前条の規定による資料提供の申請があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行うものとする。

（１）　本人による申請　申請者の本人確認（本人の住民票上の住所地に提供資料を郵送する場合を除く。）

（２）　介護者による申請　次のア及びイに掲げる事項

ア　申請者の本人確認（本人の住民票上の住所地に提供資料を郵送する場合を除く。）

イ　申請者が介護者であることの確認

（３）事業者による申請　次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める事項

ア　窓口申請　次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項

（ア）　申請者の本人確認

（イ）　申請者が当該事業者に所属していることの確認

（ウ）　事業者が本人と契約関係にあることの確認（本市に対して提出済みの居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書に記載された事業者の場合を除く。）

イ　郵送申請　次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項

（ア）　申請者の本人確認

（イ）　申請者が当該事業者に所属していることの確認

（ウ）　事業者が本人と契約関係にあることの確認（本市に対して提出済みの居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書に記載された事業者の場合を除く。）

２　前項の規定により確認する事項は、別表に掲げる書類により行うものとする。この場合において、窓口申請の場合にあっては原本の提示、郵送申請の場合にあっては写しの提出によるものとする。

　（資料の提供の方法）

第７条　市長は、前条の規定による申請者の本人確認等の結果、第４条に定める資料を提供しようとするときは、窓口での提示若しくは写し（各１部）の交付、又は郵送による写し（各１部）の交付によるものとする。

２　前項に規定する写しの交付又は郵送に必要な費用は、申請者が負担しなければならない。

　（資料の提供の制限）

第８条　市長は、次に掲げる事項に該当すると認められるときは、第４条に定める資料の提供を行わないものとする。

（１）　第１条に定める目的以外に使用すると認められるとき。

（２）　本人の生命、身体、健康、財産等の保護又は市民生活の安全の確保に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき。

２　第４条第２号に定める意見書の資料提供にあっては、当該意見書を作成した医療機関の意見を聴き、その同意がなければ提供を行わないものとする。ただし、事業者がケアプラン作成のための参考資料として使用する場合であって、市長が当該意見書及びその添付文書で医療機関の同意を確認できるときは、事業者に対し資料を提供することができる。

　（申請者の遵守事項）

第９条　申請者は、個人情報の重要性を認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　事業者にあっては、提供された資料をケアプラン作成のための参考資料としてのみ使用すること。この場合において、サービス担当者会議（ケアカンファレンス）で使用するために提供された資料を複写したときは、会議終了後、責任をもって回収し、廃棄すること。

（２）　提供された資料に記載されている個人情報を第三者に提供しないこと（前号に定める場合を除く。）。

（３）　提供された資料の複写及び複製を行わないこと（第１号後段に定める場合及び市長が必要と認める場合を除く。）。

（４）　提供された資料の漏えい、滅失、改ざん及びき損を防止するための適切な管理及び対応に努めること。

（５）　市長から提供された資料の返還を求められたときは、速やかにこれを返還すること。

（６）　提供された資料が必要なくなったときは、確実かつ速やかに廃棄すること。

２　市長は、申請者が前項に掲げる各号のいずれかに違反したときは、今後、当該申請者に資料の提供を行わないものとする。

　（主治医への情報提供）

第１０条　市長は、本人の意思が要介護認定申請書等により確認されているときは、意見書を作成した主治医に対し、要介護認定の結果を書面により情報提供することができる。

２　主治医による情報提供の申出は、意見書への記載等により行うものとする。

３　第１号に規定する情報提供の費用は、本市の負担とする。

　（死亡した被保険者の情報の開示請求の取扱）

第１１条　市長は、死亡した被保険者の遺族から当該被保険者の資料の申出があったときは、鎌ケ谷市個人情報保護条例（平成１２年鎌ケ谷市条例第１号）の規定による開示請求により行うものとする。

　（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

　（鎌ケ谷市指定居宅介護支援事業者に対する介護認定等に係る関係資料の提供に関する要綱の廃止）

２　鎌ケ谷市指定居宅介護支援事業者に対する介護認定等に係る関係資料の提供に関する要綱（平成１２年鎌ケ谷市告示第７１号）は、廃止する。

　（経過措置）

３　この告示の施行の際、現にされている廃止前の鎌ケ谷市指定居宅介護支援事業者に対する介護認定等に係る関係資料の提供に関する要綱第４条の規定による関係資料の提供の申請については、なお従前の例による。

別表（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 確認する書類 |
| 申請者の本人確認 | 個人番号カード、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）等申請者であることを証明できる公的な顔写真付きの証明書１点（顔写真付きの証明書がない場合にあっては、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、身体障害者手帳等顔写真のない証明書２点又は前記の証明書１点及び社員証、学生証、預金通帳等氏名が確認できるもの１点あわせて２点以上） |
| 申請者が介護者であることの確認 | 本人の結果通知書、介護保険被保険者証等、通常、本人が所持している資料 |
| 事業者が本人と契約関係にあることの確認 | サービス提供契約書等 |
| 申請者が当該事業者に所属していることの確認 | 従業員証等当該事業者に所属していることを証明できる書類 |